

放射線業務従事者登録の手続きについて

放射線業務従事者登録を希望する方は、下記申請書類を作成し、表の区分ごとの証明書類を添付して放射線管理室へ提出して下さい。すべての書類が揃うまで申請書は受理しません。

申請書類

1. 放射線業務従事者登録申請書（様式－1）

所属欄には、系・域（教員）、研究科・専攻（大学院生）、学群学類、部課等を記入する。学籍番号、職員番号は省略不可。連絡先欄には、研究または診療グループ名、学内電話番号等を記入する。承認されるとガラスバッジが支給されます。

2. 放射線施設使用承認申請書（様式－2）

使用責任者（従事者登録をしている教員）を通じて、実験内容・使用核種等を届ける。医学R Iを使用しない場合は不要。

承認されると出入管理カードが使用可能になります。

3. 時間外使用申請書（平日8：30～17：15以外に管理区域に立ち入る予定がある者。）

区分		教育・訓練 注1	健康診断 注2	被曝の記録 注3
新規登録	放射線取扱歴なし	新規講習を受ける。修了証書（コピー）を提出する。	講習会で実施される。証明書を提出する。	—
	放射線取扱歴あり（他の大学・会社等）	放射線取扱前の教育訓練の証明書を提出し、本学にて再教育を受ける。（新規講習の一部）	講習会で実施される。証明書を提出する。	前事業所における被曝の記録の写しを提出する。
更新及び再登録	昨年度より継続	登録更新講習会を受ける。	前年度未健診者のみ診断書を提出する。	—
	1年以上ブランクのある方	再教育を受ける。（新規講習の一部）	講習会で実施される。証明書を提出する。	—
	ブランクの間、他の大学・会社等で取扱	再教育を受ける。（新規講習の一部）	講習会で実施される。証明書を提出する。	前事業所における被曝の記録の写しを提出する。

注1：新規講習（筑波大学放射線業務従事初心者講習会）についての問い合わせは、アイソトープ環境動態研究センター（Tel.2513）へお願いします。講習後1年以上経過している方は、再教育を受けて下さい。登録更新講習会は、毎年3月に実施しています。新規講習の一部を受講する場合は、講習会の免除申請が必要です。

注2：1年以内に受診したものに限り。診断書が古い場合は再度受診して下さい。

注3：ブロック5年間の記録、及び今年度も放射線業務に従事してきた方は今年度の記録も提出する。

提出期限：毎月20日（休日の場合は翌日）締切、翌月1日承認。

新規登録者は、利用に先立って「ガイダンス」を受講すること。